

# 反映状況票

(単位：百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(22) 介護保険サービス (居宅介護支援等)	共同	(東北財務局)	3,034,242 の内数	3,117,892 の内数	83,650 の内数	—
事案の概要	ケアマネジャーが作成する居宅サービス計画書等 (以下、「ケアプラン」という。) のケアマネジメントの費用については、利用者負担がない。また、ケアプランの中には、福祉用具貸与のみのケアプランも存在し、ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費によりコストが高くなっている。 本調査においては、ケアプランの内容を把握するとともに、1年間で内容が同じケアプランがどの程度存在するかについて調査を実施した。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### ケアマネジメントの在り方について

#### 1. 1年間ケアプランの内容が変わっていない割合

平成30年4月分と平成31年4月分のケアプランの内容を確認したところ、約4人に1人の割合 (25.5%) で2時点間のケアプラン (居宅サービス計画書) の内容が全く同じであったこと、また、要介護度別にみても、すべての要介護度において、約4人に1人の割合でケアプランが1年間変わっていないことが確認できた。

このような中、ケアマネジメントのサービスの質を高めるため、利用者負担を設定することで利用者自身がケアマネジメントの質に関心を持つようにすることも考えられるのではないか。

#### 2. 福祉用具貸与のみのケアプランについて

福祉用具貸与のみのケアプランが全体の6.1%を占めた。

このうち、1年間同じ内容のケアプランを要介護度別にみると、軽度者である要支援1・2が3/4を占めており、その具体的内容を調査したところ、歩行補助杖、歩行器、手摺 (室内用) が約7割を占める結果となった。

歩行補助杖などの廉価な福祉用具については、保険給付による貸与から販売に変えることで毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントの費用は不要となる。介護保険サービスを利用していない方との公平性の観点からも、軽度者も使用することを想定し要介護度に関係なく給付対象となっている品目については、貸与ではなく販売にすべき。

また、販売後に保守点検があるとしても、販売業者がその費用を明確化させた上で、販売に伴う付帯サービスとして位置付けて評価することとしてはどうか。

## 反映の内容等

### ケアマネジメントの在り方について

令和元年度の関係審議会における審議結果も踏まえ、ケアマネジメントに係る利用者負担の導入について、第9期介護保険事業計画期間 (令和6～8年度) に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討することとしている。

また、福祉用具貸与に関する給付の在り方について、要介護度に関係なく給付対象になっている廉価な品目は、貸与ではなく販売とするなど、令和2年度の関係審議会における審議結果も踏まえ、速やかに必要な対応を検討することとしている。